介護保険の財源と保険料

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金とともに、地域の介護サービスをまかなうための大切な財源となります。 介護保険は医療保険と同様に、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解いただきますよう、お願いいたします。

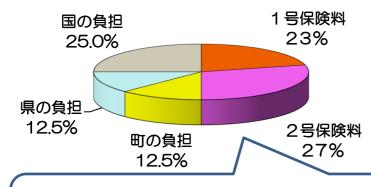
越前町 (保険者)

介護保険の運営は、みなさんがお住まいの越前町が行います。

※保険者の役割・・・介護に関する相談、要介護認定、介護サービスの 量と質の向上、介護保険料の決定と徴収など。

☆介護保険の財源内訳

※第8期計画期間(令和3年度~令和5年度まで)の割合



介護保険サービスに必要な経費の内、 23%分を65歳以上の人の保険料で 27%分を40歳以上65歳未満の人の保険料で 賄っています。 越前町に直接、介護保険料を納めます。 (年金天引き、口座振替または現金)

65歳以上の人

40歳以上

のみなさん(被保険者)

┛(第1号被保険者)

医療保険者を通して、介護保険料を納めます。

社会保険 診療報酬 支払基金

各医療保険者から 徴収した介護保険 料分を関係市町村 に交付します。

医療保険者

第2号被保険者の介護保 険料を決定して徴収し、 「社会保険診療報酬支払 基金」に納めます。

★国民健康保険や各種社会 保険、共済組合など <u>(健康保険料に介護保険料</u> が含まれています。) 40歳以上 65歳未満 の人

(第2号被保険者)